

著作権と機関リポジトリ Q & A

Q. 著作権とは？



著作権は、思想や感情を反映した文化的な創造物を作成した際に発生する権利です。著作物は、以下の2つの権利で保護されています。

著作権	著作物を利用して利益を受けることができる権利 Ex. 販売する、翻訳する、インターネット公開する、など	譲渡可
著作者人格権	著作者の人格を保護する権利 Ex. 氏名の公表、改変の禁止など	譲渡不可

Q. 論文の著作権は、誰が持っているのですか？

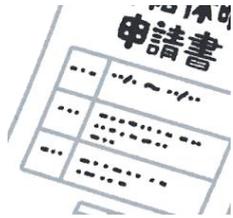


学術論文の場合、執筆者と共同研究者、図表や写真の作成者などが著作権を持っています。ただし、論文を学術雑誌に投稿した場合は、著作権が出版者に譲渡されていることがあります。この場合、自身の著作物であっても、許可なく販売したり、配布したり、インターネット公開することはできません。（私的な複製や、授業での利用を除く。）

出版者によっては、論文を所属機関の機関リポジトリで公開することを認めている場合もあります。著作権の譲渡や、著者による論文の利用範囲については、各出版社や学協会のポリシーや、各雑誌の投稿規定などで確認できます。

また、本学発行の一部の紀要は、投稿規定で機関リポジトリからの公開を定めています。

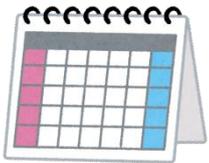
Q. 論文を機関リポジトリで公開したら、著作権は大学に譲渡されるのですか？



論文を機関リポジトリで公開しても、著作権は譲渡されません。著作物をインターネットで公開する場合、著作権を保持している人（または団体）の「許諾」が必要です。機関リポジトリ登録申請書は、許諾書を兼ねていますが、申請者以外に著作権を保持している人がいる場合、その全員から別途同意書を得なくてはなりません。ただし、投稿規定で機関リポジトリからの公開を定めている場合は、同意書は不要です。

なお、機関リポジトリを使って論文を公開する場合、著作物は「甲南大学機関リポジトリ規程」に定められた範囲で利用されます。

Q. 著作権の保護期間はいつまでですか？



著作権は、著者の死後50年後まで有効です。団体著作物の場合は、発表されてから50年間です。（一部特例があります。）保護期間を過ぎた著作物は、自由に複製したり、公開したり、翻訳したりする事ができます。（例：青空文庫など）

著作者人格権の保護期間は、著作者の生存中ですが、死後も侵害するようなことはしてはならないと定められています。著作権フリーの著作物も、同様に著作者人格権を侵害してはなりません。

Q. 博士論文は、機関リポジトリで公開しなくてはならないと聞いたのですが？



平成25年度から、博士論文のインターネットを利用した公開が義務付けられました。著作権を譲渡しているなどの理由で公開ができない場合でも、要約したものを公開することが義務づけられています。本学では、機関リポジトリを使って公開しています。

Q. 著作権以外に注意することはありますか？



個人情報が含まれていないかを確認してください。特に人物の写真を利用する場合は、個人が特定できないように加工するか、本人の許諾を得てください。

インターネットで公開するかどうかに関わらず、論文投稿前にご確認ください。

甲南大学図書館 機関リポジトリ担当 (repository@adm.konan-u.ac.jp)